

専決処分報告（調停）

平成30年（2018年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件7件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成30年2月8日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第1号 未払賃料請求調停事件	西区発寒団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計277,600円を今後分割して平成34年9月15日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、</p> <p>ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。</p> <p>イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成30年2月22日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第113号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ台団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃107,360円を今後分割して平成35年2月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
3	平成30年3月5日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第12号 未払賃料請求調停事件	豊平区月寒団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計121,280円を今後分割して平成31年2月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
4	平成30年3月6日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第9号 未払賃料請求調停事件	清田区里塚団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃157,500円を今後分割して平成32年11月末日までに支払う。</p> <p>(2) 2の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
5	平成30年3月22日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第10号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ台団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃137,700円を今後分割して平成35年3月末日までに支払う。</p> <p>(2) 2の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	平成30年4月9日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第6号 未払賃料請求調停事 件	手稲区前田公園団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住 宅に係る滞納家賃及びこれに対す る延滞金の合計180,200円を今後 分割して平成35年3月末日までに 支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
7	平成30年4月9日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第8号 未払賃料請求調停事 件	清田区里塚団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住 宅に係る滞納家賃及びこれに対す る延滞金の合計220,280円を今後 分割して平成35年3月末日までに 支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。